

一般社団法人日本アマチュア無線連盟 武蔵野クラブ会則  
1954年7月1日設立

**第1条、(名称)**

本クラブは、名称を武蔵野クラブと称する。

**第2条、(社団局の常置場所)**

社団局 JA1YSW の常置場所は理事会で定め、総会で承認を得る。

**第3条、(目的)**

本クラブは営利目的でなくアマチュア無線の健全な発展と会員相互の親睦をはかり、あわせて無線科学の向上と発展に貢献することを目的とする。

**第4条、(事業)**

本クラブは前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 社団局 JA1YSW の設置
- (2) 社団局 JA1YSW の運用
- (3) オンエアーミーティング
- (4) 忘年会、新年会、花見会、移動運用などの親睦イベント
- (5) 技術講習会などの技術向上のためのイベント
- (6) 各種クラブ内コンテスト
- (7) メーリングリストを介した情報交換
- (8) アマチュア無線の普及、啓蒙のための活動
- (9) 非常通信などのアマチュア無線を通じた社会貢献活動
- (10) その他本クラブの目的達成に必要な事業

**第5条、(会員)**

本クラブは正会員、準会員、会友及び名誉会員で構成する。

本クラブに入会する時は会員1名以上の推薦を必要とし、理事会の承認をもって入会を認める。  
また会員はあらかじめ理事会に申し出ることで退会できる。

**第6条、(正会員の定義)**

正会員はアマチュア無線局を開設し現に電波の発射が可能なものとする。

**第7条、(準会員の定義)**

準会員はアマチュア無線局の運用が可能な無線従事者免許を所持するが、アマチュア無線局免許を受けていないものとする。

準会員は選挙権、被選挙権、議決権を持たない。

その他の権利、義務はオンエアーなどアマチュア無線局の開局を前提とするものを除き正会員と同様とする。

準会員がアマチュア無線局免許を受け開局した場合は自動的に正会員に移行する。

**第8条、(会友の定義)**

会友は本クラブの行事に参加できなくなったが、引き続きクラブのメーリングリストの配信を希望するもの、および、特別な事由をもって理事会が承認したものとする。

会友はゲストの参加が認められている行事のみ、一般ゲストとして参加することができる。

会友から正会員または準会員への移行は本人からの申告と年度会費の納入をもって認める。

**第9条、(名誉会員の定義)**

名誉会員は理事会の決議を経て、総会で推举されたものとする。

**第10条、(会員の努力義務)**

特別な事由がない限り、会員は年1回以上第4条の(2)から(5)のいずれかの事業に参加しなければならない。

## 第 11 条、(会員資格の喪失)

会員は次の場合に会員の資格を失う。

- (1) 会費を滞納した場合(猶予期間 2 年)
- (2) 本クラブの名誉を著しく汚すような言動、行為を行い理事会が退会相当と判断したとき
- (3) 死亡したとき
- (4) 電波法令に違反し、罰則の適用を受けたとき
- (5) 音信不通となり、1 年以上連絡が取れない場合

## 第 12 条、(無線局免許失効にともなう準会員への移行措置)

正会員は、自らが開設するアマチュア無線局の免許が失効したとき、または、他の正会員が開設するアマチュア無線局の免許が失効したことを知ったときは、その旨会長に届け出なければならない。会長は調査担当者を指名し無線局免許が失効していないか適宜調査する。

正会員の開設するアマチュア無線局の免許が失効したことが判明したとき、会長は当該正会員の資格を準会員に移行させる。

再開局に伴う正会員への復帰は第 7 条の開局による正会員への移行による。

## 第 13 条、(会費)

会費はクラブの会計年度毎に支払うものとし、正会員の会費は年額 1,000 円、準会員の会費は年額 500 円とする。会友の会費については無料とする。

なお、別途定める減免処置を適用する場合を除き、年度途中における入退会、会員種別の変更などの際の会費の取り扱いは次の通りとする。

- (1) 会費は定額とし入会月に応じた減額は行わない。
- (2) 会友から正会員、または準会員へ復帰する場合の取り扱いは新入会に準じる。
- (3) 会員種別に変更がある場合、会費の差額精算は行わない。
- (4) 退会時に当年度分の会費は返還しない。ただし、翌年度以降分の前納会費がある場合は、申請により返金する。

## 第 14 条、(会費の免除制度)

次に該当するものは申請により正会員または準会員の会費を免除する。

(1) 正会員と同居する家族

(2) 25 才以下の学生

(3) 1 月から 3 月に入会した会員の当年度の会費

ただし、正会員でも会費免除制度の適用を受けているものは選挙権、被選挙権、議決権を持たない。その他の権利、義務は通常の正会員と同様とする。

一般の正会員または準会員へは会費の納入をもって隨時移行できるものとする。

また、現に会費を納入している正会員または準会員が会費免除を希望する場合は、申し出のあった翌会計年度から適用する。

## 第 15 条、(会計年度)

本クラブの会計年度は毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日とする。

## 第 16 条、(役員)

本クラブには次の役員を置く。

理事 7 名以内

監事 1 名(会計監査)

## 第 17 条、(役員の選出)

役員の選出は次の通りとする。

- (1) 理事は正会員の中から選出する。
- (2) 会長は理事の互選による。
- (3) 監事は会長が理事の中から指名する。

## 第 18 条、(役員の任期)

会長職を除く役員の任期は最長 2 期 4 年とする。

会長の任期はその職務の継続性に鑑み会長職就任から最長 2 期 4 年間とする。

また 1 度理事を担当した会員でも 1 年度以上経れば再度理事に就任出来る。

役員の任期満了日は任期満了年度の通常総会の日とする。

## 第 19 条、(理事の選出方法)

理事の選出は次の通りとする。

- (1) 理事を選出する場合には会長が選挙管理委員を任命する。
- (2) 選挙管理委員は候補者(自薦、他薦可)を受け付ける。
- (3) 立候補者が定員を超えた場合、投票により理事を選出する。
- (4) 立候補者が定員を超えない場合、総会で候補者に対する信任投票を行なう。
- (5) 役員の 2 期目の継続は総会での信任投票をもって決定する。

## 第 20 条、(選挙規程)

- (1) 選挙の際の選挙権は正会員として 1 年以上在籍したもの。
- (2) 選挙の際の被選挙権は正会員として 3 年以上在籍したものとする。

## 第 21 条、(役員の業務)

- (1) 会長は、本クラブを代表し、業務を掌理統括する。
- (2) 理事は、会長を補佐し、本クラブの業務を執行する。
- (3) 監事は、会計および理事の職務を監査する。

## 第 22 条、(事務局)

本クラブには事務局を置くことができる。

- (1) 事務局は会長の指名の後、総会での信任投票をもって決定する。
- (2) 事務局は会長の指示のもと、クラブの運営に関わる事務処理を行う。

## 第 23 条、(幹事)

本クラブの各種事業の遂行のため、幹事を置くことができる。

- (1) 幹事は会長の指名の後、総会での信任投票をもって決定する。
- (2) 幹事は会長の指示のもと、各種事業の遂行を行う。
- (3) 理事と幹事の兼任はこれを妨げない。

## 第 24 条、(理事会)

理事会は本クラブの運営を行うために必要な事項を検討し決定する。

- (1) 理事会は理事で構成する。
- (2) 理事会の開催は会長が招集するほか、理事からの要求によって開催する。
- (3) 監事は理事会に参加できるが議決投票権は持たない。

## 第 25 条、(総会)

総会は通常総会及び臨時総会とする。

- (1) 通常総会は年 1 回会長が招集する。
- (2) 通常総会は原則として 5 月に開催する。
- (3) 臨時総会は理事会または正会員の 1/3 の要求があった場合開催する。
- (4) 総会は正会員の 1/2 以上の出席(委任状も含む)をもって成立とする。
- (5) 総会の議決は正会員による多数決とする。
- (6) 総会には書記をおく事ができる。
- (7) 準会員および、会費免除の正会員は総会の傍聴のみ可能とする。

## 第 26 条、(総会の議事)

総会に付議する事項は、次の通りとする。

- (1) 事業計画、予算、決算
- (2) 定款の変更
- (3) その他、会則の各条項で総会の決議(信任投票を含む)を要すると規定されているもの

## 第 27 条、(慶弔規定その他)

クラブに多大な貢献をした局、または弔意が相当と判断した場合は理事会で決議の上、表彰、または弔慰金を支払う。

## 第 28 条、(個人情報保護と名簿の管理について)

- (1) 本クラブは会員の入会時、および情報が変更になった際、会員の個人情報について会員同意の下に収集し、会長の指示のもと事務局にて保管し管理する。
- (2) 本クラブは第三者に対して会員の個人情報はいかなる形でも提供しない。  
(法令に基づく提出を除く。提出先が行政機関以外の場合は理事会の承認をもって提出する事とする。)
- (3) 会員のすべての個人情報を記載した「会員台帳」は会長の指示のもと事務局が作成し、会長と事務局が保管する。  
会員がその業務を遂行する為、会員情報を必要とする場合、会長から当該会員に必要な最小限の情報を開示する。会長・事務局はその職を解かれたら速やかに会員情報を後任に引き継ぎ、廃棄する。
- (4) 事務局は会長の指示に従い「会員向け名簿」を作成し、会員から請求があった場合に配布する。  
「会員向け名簿」には会員が申し出た内容を掲載する。

## 第 29 条、(会則の変更)

本会則を変更するときは総会の議決を要する。

## 第 30 条、(届出)

会長は構成員（正員）に変更があったときは、すみやかに総合通信局長に届け出る。

会長はこの会則または理事について変更しようとするときは、あらかじめ総合通信局長に届け出る。

### 付則：

1. 2023 年度総会によって改定した本会則は 2023 年 7 月 10 日から施行する。
2. 第 2 条で規定する社団局の常置場所(所在地)は次の通りとする。  
東京都三鷹市井の頭 2-18-15 前田吉実宅
3. 第 22 条で規定する事務局を次の通り設置する。  
東京都港区西麻布 1-10-16-301

### 改訂履歴：

改定：2011 年 7 月 31 日  
改定：2011 年 8 月 31 日  
改定：2013 年 5 月 27 日  
改定：2014 年 7 月 22 日  
改定：2015 年 6 月 21 日  
改定：2016 年 5 月 14 日  
改定：2018 年 5 月 13 日  
改定：2022 年 7 月 16 日  
改定：2025 年 6 月 9 日 第 4 条、第 10 条、第 14 条改定